



稚内市立稚内港小学校

学校便い

教育目標

☆深<考え抜<子(創造性) ☆仲良<助け合う子(人間性) ☆明る<たくましい子(主体性)

港小学校HP <https://wakkanai-minatosyo.edumap.jp/>

令和5年12月25日発行

発行責任者

校長 阿部 光宏

 毎日更新！
港小HP

No. 504

2学期無事終了！ ～楽しい冬休みを～

校長 阿部 光宏

本日で87日間の2学期が終了し、明日から冬休みに入ります。

1年間の中で最も長い2学期でしたが、全校児童がさまざまな活動に取り組むことができました。後半はインフルエンザの蔓延による学年閉鎖等がありましたが、全体的には落ち着いた環境の中で予定した教育活動を進めることができました。数年間でできなかった活動にも取り組むことができるようになり、学習や生活を通して児童の成長が見られました。

1年生は、すっかり学校生活にも慣れ、校舎の前庭でシャボン玉を楽しんだり、さまざまな素材や絵の具を用いて図画工作の作品を作ったりすることができました。姿勢に気をつけて学習することを心掛け、話の聞き方もとても上手になりました。

2年生は、校区の商店や歯科医院などに見学に行き、興味・関心をもって学習するとともに見学を通してわかったことをしっかりとまとめ、感謝の気持ちをもつこともできました。算数の九九の学習では、学校中の先生方にチェックをしてもらいながら定着を図っていました。

3年生は、国語の「絵文字で表そう」という学習を通して自分たちで考えた校内生活に関する絵文字を全校朝会でみんなに紹介してくれました。水産加工場の見学で学んだことや驚きを総合的な学習の時間の「稚内ブランドづくり」に生かしていました。

4年生は、総合的な学習の時間「環境都市わっかないをつくろう」で調べたことをタブレットを用いてまとめ、スライドや発表を校内の先生方に見てもらう活動に真剣に取り組みました。初めての児童会役員選挙に向けて、みんなで協力しながら熱心に活動する姿が見られました。

5年生は、宿泊学習に向けて、ねらいを達成するために必要なことをみんなで考えました。体験を通して身につけたことを家庭科の調理実習にも生かすことができました。学習発表会に向けて、6年生のアドバイスを生かし初めての森林太鼓の練習に熱心に取り組んでいました。

6年生は、ルールやマナーを守りながら楽しく修学旅行に行くことができました。国語の「物語を作ろう」の学習では、書き出しや情景描写を工夫しながら自分なりの物語を創作することができました。さまざまな場面で主体性を発揮し、学校のリーダーとして活動してくれました。

11月に実施した学習発表会（学芸的行事）は、突然の風雪の中での開催となりましたが、それぞれの学年が日常の学習の成果を発揮し、みんなで力を合わせて発表することができました。鍵盤ハーモニカやリコーダーの演奏や器楽合奏、ダンス等に加え、これまで伝統的に続けてきた和太鼓演奏や南中ソーランなども盛り込みながら発表内容を構成しました。新型コロナウイルスの影響は少なくなりましたが、本校では今後も学習発表会形式での取組を継続します。

今日の終業式では、2学期の頑張りについて触れた後で、冬休みの生活について次の話をしました。

①自分なりの目標を立て計画的に学習や生活に取り組むこと。

②家族や地域の一員として、お手伝いや地域行事に進んで取り組んだり参加したりすること。

③道路わきの雪山に登ったり、軒下に入ったりするなどの危険な行動をしないようにし、自分の身の安全に気をつけること。冬道は車もすぐには止まれないので交通事故にあわないように十分に気をつけること。

冬休み中の児童の生活についても、引き続きご指導や見守りをしていただけたら幸いです。児童の様子について、何か気になることがありましたら学校までご連絡ください。

2学期も本校の教育活動に対し、保護者・地域の方々をはじめ、多くの皆様にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

どうぞよいお年をお迎えください。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

港小ゆずれ～る



1月

日	曜	日課	1月行事予定
1	月		元日
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		成人の日
9	火		
10	水		
11	木		宗公教冬季オンライン研修会 民児協
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		職員会議 ブロック会議
18	木	通常5	始業式
19	金	通常	2計測開始日
20	土		
21	日		
22	月	通常5	分掌会議
23	火	通常	
24	水	通常	生活リズム調査～30日
25	木	通常5	校務運営委員会 ブロック会議1/29～2/9
26	金	通常	2計測終了日 委員会④
27	土		
28	日		
29	月	通常5	研修日⑫ スキー授業①
30	火	通常	書き初め会（5，6年）
31	水	通常	書き初め会（3，4年）

学校評価アンケートも
締め切りを延長します

学級閉鎖などもあり、当初の予定よりもアンケート実施が遅くなったことに加え、締切日の12月21日が暴風雪で臨時休校になったこともあるせいか、回収率が約64％と前期よりも低い状況となっております。そこで、締め切り日を延長し、1月17日までとしたいと思います。ご協力くださいますようお願いいたします。

悩み事相談のご案内

最近もいじめに関する報道を多く目にする機会がありますが、悩んだ場合はまず身近な人に相談することが大事ですね。また、逆に身近な人に相談できない場合は、下記の相談窓口などに相談することもできます。北海道教育委員会からお知らせがあったので掲載します。

主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用（令和5年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル） （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 （SACRACH さくらこ）	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 （祝祭日、12/29～1/3除く）	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話） hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247（SMS専用） facebook.com/ebetsu.carers（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）	開設時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。

情報モラル啓蒙資料のご案内

保護者向け（全学校種向け）

令和5年12月
北海道教育委員会
ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

「フォトハラ（フォトハラスメント）」 知らないうちにやっていませんか？

SNSや動画投稿サイトの普及によって、スマートフォンで写真や動画を撮影し、インターネット上に公開することに抵抗のない人が増えています。しかし、インターネット上に写真や動画を公開するリスクは依然として高く、個々のネットリテラシーの差がトラブルを生むことがあります。



「フォトハラ」とは？

「フォトハラ」とは「フォトハラスメント」の略で、許可を得ずに他人を撮影したり、写っている人に無許可で写真をネット上に公開したりすることなどによるトラブルのことをいいます。スマホの普及やGIGAスクール構想の1人1台端末環境によって、子どもたちがカメラに接する機会が増えていますので、きちんとした知識を持っていないと本人は無自覚なまま、フォトハラの加害者になってしまう可能性があります。

保護者が加害者になるケースも

子どもだけではなく、フォトハラは保護者が加害者になることもあります。学校行事や部活の大会の写真・動画を撮影し、それをインターネット上に投稿しているケースや、まだSNSに写真を載せることのリスクを学んでいない学齢の子どもの写真をSNSに投稿しているケースなどです。例えば許可を取っていたとしてもインターネット上に子どもの顔がわかる写真を載せることは無断転載やネットストーカーの発生など様々なリスクになることを保護者も知っておく必要があります。

家庭での対応

友だち同士が集まって撮った写真をSNSに公開することに抵抗のない人が増えていますが、中にはそれが嫌だと感じる人もいます。しかし、SNSに写真を載せることが一般的になった今、周りとの人間関係が悪化するのを恐れて、嫌だと言い出せずに困っている子もいます。子どもにカメラ機能の付いた機器を使わせる段階で写真を撮られるのが嫌な人もいるのだということを教え、「自分は気にしないから友だちも気にしないだろう」と安易に思わないように伝えてください。また、他人の写真を撮ったり、それを勝手にインターネットに公開すると肖像権やプライバシーを侵害したとして訴えられる可能性があるということも教えてみましょう。

